

トリプルセットポイントで割引規約（東電ガス for au） 新旧対照表 [2020年5月21日実施]

【旧】 改定前	【新】 改定後
<p>第1条（本規約の適用） （略）</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、a uでんき需給約款、a uでんき供給約款（関西電力・K D D I）、a uでんき供給約款（中国電力・K D D I）、a uでんき供給約款（北陸電力・K D D I）、a uでんき供給約款（中部電力・K D D I）、a uでんき供給約款（東京電力・K D D I）及びa uでんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）（以下併せて「a uでんき約款」といいます。）、当社のa u（5G）通信サービス契約約款、a u（LTE）通信サービス契約約款又はa u（WIN）通信サービス契約約款並びに当社のカテエネガスプランfor a u 立替払いサービス請求規約、当社のポイントプログラム利用規約（以下「ポイント規約」といいます。）及びK D D IのI D利用規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）、中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」といいます。）の定める「ガス基本契約要綱」並びに「カテエネガスプラン1 for a u（個別要綱）」、「カテエネガスプラン2 for a u（個別要綱）」及び「カテエネガスプラン3 for a u（個別要綱）」（以下併せて「個別要綱」といいます。）に定めるところによります。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>第1条（本規約の適用） （略）</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、a uでんき需給約款、a uでんき供給約款（関西電力・K D D I）、a uでんき供給約款（中国電力・K D D I）、a uでんき供給約款（北陸電力・K D D I）、a uでんき供給約款（中部電力・K D D I）、a uでんき供給約款（東京電力・K D D I）及びa uでんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）（以下併せて「a uでんき約款」といいます。）、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電E P」といいます。）の定めるガス需給約款及び東電ガスととくガスプラン for a u（主契約料金表）並びに当社の定めるa u（5G）通信サービス契約約款、a u（LTE）通信サービス契約約款、a u（WIN）通信サービス契約約款、及び東電ガスととくガスプラン for a u 立替払いサービス請求規約（以下「立替払いサービス請求規約」といいます。）、並びに当社のa uポイントプログラム利用規約（以下「ポイント規約」といいます。）及びK D D IのI D利用規約（以下、総称して「関連規程」といいます。）によります。</p> <p>3～5（略）</p>
<p>第2条（本施策の内容）</p> <p>本施策は、東電ガスととくガスプラン for a uサービス（東電E Pの定める「ガス需給約款」及び「東電ガスととくガスプラン for a u（主契約料金表）」に基づき、当社の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の当社による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。）の契約者（以下「ガスサービス契約者」といいます。）に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、a uでんきサービス（a uでんき約款に基づき、当社の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）もご利用の場合に、a uサービス（当社の提供するa u（5G）通信サービス、a u（LTE）通信サービス及びa u（WIN）通信サービスをいいます。以下同じとします。）の利用状況等に応じ、当社が、本規約及びポイント規約に定めるところに従い、WALLETポイント（以下「本ポイント」といいます。）</p>	<p>第2条（本施策の内容）</p> <p>本施策は、東電ガスととくガスプラン for a uサービス（東電E Pの定める「ガス需給約款」及び「東電ガスととくガスプラン for a u（主契約料金表）」に基づき、当社の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の当社による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。）の契約者（以下「ガスサービス契約者」といいます。）に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、a uでんきサービス（a uでんき約款に基づき、当社の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）もご利用の場合に、a uサービス（当社の提供するa u（5G）通信サービス、a u（LTE）通信サービス及びa u（WIN）通信サービスをいいます。以下同じとします。）の利用状況等に応じ、当社が、本規約及びポイント規約に定めるところに従い、WALLET Pontaポイント（以下「本ポイント」といいます。）</p>

【旧】改定前	【新】改定後
<p>す。)を付与することをその内容とします。</p>	<p>といします。)を付与することをその内容とします。</p>
<p>第5条（本ポイントの付与） 1～4（略） 5 前三項で定めるau IDに対する本ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに関する料金の請求月の月末までに行います。但し、ガスサービスに関する料金の算定等における特別の事情がある場合には、ガスサービスに関する料金の請求月の翌月以降に本ポイントの付与を行う場合があります。なお、本ポイントの付与時点で、付与対象au IDが有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。</p>	<p>第5条（本ポイントの付与） 1～4（略） 5 前三項で定めるau IDに対する本ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに関する料金の請求月の月末までに行います。但し、ガスサービスに関する料金の算定等における特別の事情がある場合または対象契約者回線の契約者が、当社及び株式会社ロイヤリティマーケティングの定めるau ID/Ponta会員ID連携規約に基づき、当該規約に定めるID連携を行った場合その他の契約状況及び利用状況によっては、<del>には、</del>ガスサービスに関する料金の請求月の翌月以降に本ポイントの付与を行う場合があります。なお、本ポイントの付与時点で、付与対象au IDが有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。</p>
<p>附則 1. 実施期日 本規約は、2020年4月1日から実施します。</p>	<p>附則 1. 実施期日 本規約は、2020年4月1日2020年5月21日から実施します。</p>